

教育委員会会議録

(定例会)

令和3年3月25日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---|---|--------------|--------------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 令和3年3月25日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | | | 委 員 | 石 田 有 世 |
| | | | | 委 員 | 野 上 武 利 |
| | | | | 委 員 | 武 田 ちあき |
| | | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者 | 副教育長 | 高 崎 修 |
| | | | | 管理部長 | 長 畑 哲 也 |
| | | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 |
| | | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 |
| | | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 清 水 一 司 |
| | | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 山 本 康 義 |
| | | | | 学校教育部参事兼健康教育課長 | 小 椋 和 彦 |
| | | | | 学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長 | 佐 藤 浩 市 |
| | | | | 生涯学習部参事兼生涯学習振興課長 | 山 本 高 弘 |
| | | | | 生涯学習部参事兼文化財保護課長 | 青 木 文 彦 |
| | | | | 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長 | 引 間 陽 子 |
| | | | | 生涯学習部参事兼うらわ美術館副館長 | 森 山 日登美 |
| | | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | | 教職員給与課長 | 井 出 浩 史 |
| | | | | 博物館長 | 酒 井 浩 志 |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員 | 大 谷 幸 男 | |

7 議事等の概要

- 細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 いらっしゃいません。
- 細田教育長 本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。
本日の会議に、その他「市長と教育委員会との地方公務員法第23
条の2の規定に基づく協議の回答について」を追加提出いたします。
本日の議案第14号は個人情報に係る案件、議案第19号から21
号は人事に係る案件であることから非公開とすることをお諮りした
いと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第14
号、19号から21号は非公開といたします。
会議の順番ですが、議案第13号、12号、15号から18号、「そ
の他」、議案第19号から21号、14号の順に審議を行うことと
いたします。
- 議案第13号 さいたま市教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則
の整備に関する規則の制定について
- 細田教育長 それでは、議案第13号について、事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長 議案書は別冊1、資料は机上に配布の参考資料1、参考資料2とな
ります。
それでは、議案第13号、「さいたま市教育委員会押印を求める手
続の見直しのための関係規則の整備に関する規則の制定について」御
説明させていただきます。
別冊1の13ページをご覧ください。
提案理由でございますが、市民や事業者等に対し押印を求めている
手続について、「申請書等の押印見直し指針」に基づき見直しを行う
にあたり、複数の規則において所定の改正が必要となることから、対
象となる各規則の改正箇所を取りまとめ、一括して改正するため、さ
いたま市教育委員会押印を求める手続の見直しのための関係規則の
整備に関する規則を定めるものでございます。
「参考資料1」の2枚目をお願いします。

国において、令和2年7月17日に閣議決定された、規制改革実施計画における押印見直し方針を踏まえ、さいたま市においても、「申請書等の押印見直し指針」を策定し、この指針に基づき、市民・事業者等が窓口へ提出する申請書・届出書・報告書等における申請者の氏名欄の認印等を、全庁的に廃止をしていくこととなっております。

教育委員会において調査した結果、押印見直し指針に該当する規則が複数あったため、対象となる各規則の改正箇所を取りまとめ、一括して改正を行うものです。

続きまして、A3横の「参考資料2」をお願いいたします。具体的な改正内容をこちらの資料でご説明いたします。

これは、改正する各規則の改正箇所と改正内容を一覧表にまとめたものでございます。左から「対応条文」「改正を行う規則の名称」「改正箇所」「改正様式名」「改正内容」「所管課」となっております。

改正内容は共通しておりまして、各様式中の押印欄を削除するとともに、注釈欄等を設ける等の所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は令和3年4月1日となります。

最後に、議案書12ページをお願いいたします。

本規則の適用に当たりまして、「経過措置」を設け、本規則が施行したあとも、すでに作成、配布等をされている改正前の様式については、当分の間は使用することができるものとし、弾力的に制度変更を行うものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

細田教育長 何かありますか。

細田教育長 それでは議案第13号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第12号 さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 それでは、再開します。議案第12号につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長

議案書 2 ページをご覧ください。

議案第 12 号、「さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

まず、生涯学習部生涯学習振興課の部分をご覧ください。

改正内容は、生涯学習振興課の事務分掌を集約・整理するものでございます。

生涯学習振興課の事務分掌のうち(8)はここでは省略されておりますが、(8)の事務分掌は「学校・家庭・地域の連携に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。」となっております。

そして、改正前の(9)から(13)の事務分掌には、御覧のとおり、(9) スクールサポートネットワーク、(10) チャレンジスクール、(11) 中学生職場体験、(12) 「自分発見！」チャレンジ up さいたま、(13) すくすくのびのび子どもの生活習慣向上など、具体的な業務内容が記載されております。

この(9)から(13)の事業は、先ほど説明しました(8)「学校・家庭・地域の連携に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。」に包含される事業であるため、(8)に集約・整理することとし条文から削除するものでございます。

また、学事課の(16)及び生涯学習振興課の(19)に「(課内室を含む。）」という文言がありますが、この課内室とは、それぞれ特別支援教育室と人権教育推進室を指しています。平成30年度に課内室という定義が全庁的に廃止されたため、条文中から削除するものでございます。なお、施行期日は令和3年4月1日です。

御審議よろしくお願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

チャレンジスクール推進事業に関することとか、中学生の職場体験事業に関することとか事業内容が見えなくなるということですか。

教育総務課長

事務分掌上この規則の中では見えなくなりますが、各課の事務分掌上も同じように各様々な事業を実施しておりますけれども、事務分掌上では見えていないものでございます。それに合わせまして生涯学習振興課だけが具体の事業が今まで表示されていた状況でございましたので、バランスを考えまして同じように整えるという状況でございます。

大谷委員

そうすると一般の方々に見えなくなるということですか。

細田教育長 事務局組織規則の中に具体的な事業名が記載されているのが、この部分だけなんです。生涯学習部生涯学習振興課のもう一度（８）のところを明確に読んで頂きたいと思います。

教育総務課長 （８）に「学校・家庭・地域の連携に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。」という事務分掌が載っております。この事務分掌の中で具体的に記載されている各事業が包含されておりますので、そこで省略させていただくという考え方でございます。

細田教育長 学校と地域に関わる様々な事業をやっていくよというのが（８）に明記されていて、その具体が（９）（１０）（１１）（１２）（１３）という具体的な施策でありますので、この事務局組織規則の中にはこういう具体を書くことは他の箇所には一切ないので、そこに合わせたという変更でございます。

細田教育長 それでは議案第１２号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第１５号 市長と教育委員会との地方公務員法第２３条の２の規定の基づく協議について

細田教育長 続きまして、議案第１５号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 お配りいたしました、資料の別冊３をご覧ください。

議案第１５号「市長と教育委員会との地方公務員法第２３条の２の規定に基づく協議について」ご説明いたします。

３ページをお願いします。本議案は、地方公務員法第２３条の２の規定により、人事評価の要綱を改正する等、人事評価に関し必要な事項については、地方公共団体の長に協議しなければならないこととされているため、「さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱」の改正について市長と協議するものでございます。

２ページを御覧ください。こちらが、さいたま市教育委員会職員の人事評価に関する要綱の改正内容でございます。

改正前の下線部分を御覧ください。要綱第7条に定める評価者について、係員に対しては係長が第1次評価者となるところ、係制をとらない組織においては課長補佐相当職以上の職員又は人事評価者を経験した主査とされております。このことについて、市長部局における表記との整合を図り、評価者の経験を要件とする文言を削除するものです。

次に改正後の下線部分を御覧ください。これは、部長が評価を行う被評価者を明確にするため、副理事を加え、市長部局における表記との整合を図り、規定の整備を行うものです。

以上で、説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

細田教育長

議案第15号につきましては、今、説明がありましたとおり、人事評価を経験した主査でなければ評価者になれないという改正前のものを、今、組織の中で様々なプロジェクトが進んでいるところやプロジェクト制ではないところもありますので、人事評価者を経験したことがない主査でも主査自身その職位で人事評価者になれるという改正でございます。二つ目のところは副理事という職がもう既にあるのになかったので入れるということでございます。

細田教育長

何かありますか。それでは議案第15号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第16号 さいたま市教職員健康審査会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長

続きまして、議案第16号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案第16号「さいたま市教職員健康審査会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の御説明をいたします。

議案書は5ページから16ページまでになります。

本議案は、さいたま市教職員健康審査会条例施行規則に定める様式について、事務手続きにおける負担を軽減し、利便性を図ることを目的に、押印の廃止、又は見直しによる改正を行うものです。

改正の内容につきましては、7ページから9ページの様式第1号か

ら第3号について、下部の医師の署名における押印欄を削除し、署名によらない場合にのみ、記名押印を求めるものに変更するものでございます。

また、10ページの様式第4号につきましては、下部の学校長等の押印欄を削除するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

細田教育長 何かありますか。

細田教育長 それでは議案第16号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第17号 さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長 続きまして、議案第17号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第17号「さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、御説明させていただきます。議案書は17ページから21ページとなります。

本議案につきましては、文部科学省の平成31年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の額の算定方法の見直しを受けまして、さいたま市教育職員の特殊勤務手当に関する規則第2条第4号に規定する教員特殊業務、具体的には部活動指導業務になりますが、この手当額を国に準じて3,600円から2,700円に改正するものでございます。

国の算定基準見直しに関しましては、20ページ、21ページの資料にありますとおり、平成30年に国が策定した部活動の在り方に関するガイドラインにおいて、土日の活動時間を3時間程度にするとの基準が示されたことから、4時間程度の勤務を前提に3,600円としていたものを、3時間程度で2,700円に見直されたものでございます。

本市におきましても、今回、手当額を改定するとともに、支給の要件を4時間程度の勤務から3時間程度の勤務に改めるものでございます。なお、施行期日は、令和3年4月1日とするものでございます。説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

大谷委員

土日の活動時間を3時間程度、失礼な質問になるかもしれませんが、これで学校はおさまるんですか。土日も朝から晩まで連続でやる、生きがいとする先生もいるんじゃないかと私は思っているわけですが、今までどのように支給してたのか。土曜日で4時間やって3600円、日曜日も4時間以上やって3600円というような形で運用してきたのかどうかとか、そういう実情とそしてこれを徹底させることにハードルが高そうな気が個人的にはするんですよ。本当にこれでやっていけるのか、不満あるいは待遇の後退といいますか、抵抗意識とかそういう詰めのところをひっくるめて簡潔に御説明いただけますか。

学校教育部長

この手当の仕組みですけれども、これまで週休日の手当については4時間程度で3600円。県の方が国に倣って3時間程度で2700円に変えました。1時間当たりになると900円ということで同じなんですけれども、基準の時間が変わりました。現状を見ると4時間やるというのは8時から12時、午前中であれば、実際には4時間というのは中々取りづらい時間ではあるんですね。むしろ3時間の方が9時から12時、現実的な時間で申請がしやすいということもありまして、1時間当たりの額は変わりませんが3時間に到達した段階で2700円というのを支給という形で実態に合う形の変更になってくるかなと考えております。

細田教育長

補足させていただけるとすると、実はこの通知を見ていただきますとわかりますように文科省の方から平成31年4月1日にこの通知文が発出されまして、県は既に週休日の部活動については3時間程度で2700円というのは条例改定しているんです。もうそれを県が先行してやっちゃっているところをさいたま市教育委員会はソフトランディングさせようということで1年遅らせたんです。そして働き方改革で部活動の従事時間は令和元年度に平日は2時間程度、週3日ないし4日まで、土日についてはどちらか1日3時間までというラインを出してありまして、部活動ガイドライン、それはもう動いています。動いていたんだけど本日はお金の面をソフトランディングし

ようということで据え置いてきた。

大谷委員

4時間程度ということ。

細田教育長

3時間程度にしました。3時間程度にしたんですけれども、もし4時間やった場合は3600円出してたんです。その辺のところは1年間ゆるみをもって運用してきて、いよいよ私共も国や県に準じてこういうふうに出しましょうということなので、こういう事に対して反対をしたいといいますかこれじゃ納得できないよという人達についても、この1年間の猶予期間で気持ちはみんな落ち着いたということですよ。

大谷委員

私は個人的には土日連続というのは賛成できません。やはり土曜日か日曜日どちらかですよね。それも3時間程度これは適切な設定だと思っております。それをきっちりやってもらいたいと思います。是非、子どもたちの心身の健康の維持に努めてもらいたいと思います。

野上委員

小泉内閣時代に教育改革国民会議というのがありまして、そのときに教育界の先生方の疲労度がすごいよねと、それで全部分析していくと部活のところにも子どもたちを指導しなくちゃいけないんですか。部活動の意義はわかっているんです。わかっているんだけど多忙感とか色々のことがあると、本来持っている科目の授業を昨日より今日、今日より明日充実させるために土日があるのであって、その時間を割いてまで部活にね、日本のこのシステムというのは理解に苦しむというのが一つ出てきまして、そうすると色々対論もありました。それは外国を見習ってもいいこともあるけど、日本文化だとか色々なことからすると、これが今の日本の強さを示しているんだとご意見を話した方もいらっしゃるんですけど、その前に教育の本分ってなんだろうと。子どもたちに自分が持ってる授業で、それが科目であれば10科目あるんだとすると10人の先生がそれぞれの自分の強みをもって、それで事前調査をしてるんです。得意でもないのに知識もないのに部活の部長とか監督になってるのは、これはいくらなんでも子どもたちの能力をその先生で伸ばせるのと。だからその資料というのは膨大に持ってるんです。先生に本来のお仕事をしてもらうようなシステムを日本は国をあげて作っていかないと、先生が疲労度を払拭できないんじゃないのというのが真剣に討議された時代がありまして、だからむしろ減らしてると、1時間900円が妥当なのか金銭のことはわからないですけども、総量としては部活から先生を減らしていったら、部活に該当する先生を国は手当しないといけないんだと思うんで

すよね。海外、例えばドイツとかフランスに行ったときに見学してきますと、部活を担当している先生はいないんですよ。それでいて市民サークルとかそういうところで子どもたちを強化してるわけですね。サッカーチームがあつて市民が学校から帰ってきた子どもを預かって強化しているというようなところで、どちらがよいかここは日本ですから日本型があつてもいいと思うんですけど、総量としては減らす方に持っていった方がいいんじゃないのかなというように思います。

むしろ部活に代わるものは日本ではいまだ成熟していないんですけど、地域社会はおるんじゃないんですかと。これが海外の商社だとかビッグビジネスをやってる企業の社長さん方はそういう持論だから、土日は企業の社長と言えども、例えばアメリカに行つてた人はネットデーというのがあつて、ノーベル賞を貰おうが社長であろうが貧困家庭にパソコンを教える義務を逆に先生方じゃなくて地域社会が負ってるわけです。という中で育てるような環境づくり、ことにスポーツなんかはそうだと思う。日本も段々チームが各都市に出来てきましたよね。そういう本当の意味のスポーツ文化に比して日本は気の毒に、ここが皆さんに失礼な言葉になるかもしれない、気の毒に自分がスポーツ選手の経験もないにも関わらず〇〇部部長になって指導しなければならない。これは本当に子どもたちのためにもなるんですかねとクエスチョンがついておりました、それに変わる組織、当然文科省の人も来てたんですけど頭の痛い問題ですねと言っていたんですけど、そうじゃなけりゃ改善していかないでしょと先生方の働き方っていうのがと。という中で部活が大きなテーマになりました。だからもっと企業社会も企業が持つてる体育館だとか施設、グラウンドを開放して地域の中で子どもたちを育成するような部活に代わるものを作る文化をとというのが今、私も10年離れましたからどういうところになってるかわからないですけど、先生方からは時間軸で段々減らされて子どもたちの体力とか興味とか地域社会の中で作るようなシステムに移行させていかなくちやいけないんじゃないのかなとそういう議論もありました。

大谷委員

野上さんのおっしゃることなんですけど、もう50年議論してることなんです。地域活動とか社会体育とか特にスポーツ関係の地域社会でって議論はありましたよね。我々もスタートした時代からあるんですよ。教員の負担軽減、本来教員の能力を発揮すべきところはどこだと。あるいは子どもたちの必要以上の疲労感とかそういうところが、なかなかどこがどう悪いのかそれは我々に責任があるのかもしれないけれども実態はそのとおりになっていない。

野上委員

総合教育会議の中でもその議論がありましたよね。経団連の中でもそれだけ問題点ですから、自分たちの体育館を全部開けると、それで子どもたちの育成にも使えと。そういうことで小さな輪は色々なところで今も起こっているの、これがもっと教育界と地域社会の中、あるいは企業社会の中との連携でさいたま市なんかは進めていかなくちゃいけないんだらうなと思いますよね。

大谷委員

もう一つ申し上げたいのが、部活動の果たす役割を私は評価してるんです。自分の子どもなんかを見てても授業だけではなくて、一緒に辛い思いをしたとか人間関係というのは40代になっても続いているというのを見ますと、部活動の果たす役割いろんな部活動で体育活動だけじゃなくても人間形成上というか、そこを我々がどう評価するか。朝から晩までやるのはまずいですよ。私の子どもが高校のときにあんまり練習時間が長いんで監督のところに行きましたよ。おかしいと。朝9時頃から5時6時までっていうのは、午前中にしてほしいとか、だけど果たした役割というのは大きいだろうと。それをどうバランスさせていくか、野上委員さんの御提案を含めてですね。

細田教育長

本当に部活動のことについては、悩ましいことがいっぱいありますのでまた別のところで議論をさせていただくということで、こちらに戻させていただくと、この議案第17号は先ほど申しましたように、国・県が昨年度、令和元年度の当初からこのように規則改正がされていたところを1年遅れた部分ですけれども改正させていただきたい。これでソフトランディングが完了できるんじゃないかと、こんな御提案でございます。

細田教育長

それでは議案第17号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第18号 さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舎管理規則の一部を改正する規則の制定について

細田教育長

続きまして、議案第18号につきまして、事務局から説明をお願いします。

館岩少年自然の
家所長

議案書の22ページから29ページまでを御覧ください。

それでは議案第18号「さいたま市立館岩少年自然の家附属職員宿舎管理規則の一部を改正する規則の制定」につきまして、御説明させていただきます。

本議案は、館岩少年自然の家に勤務する所員の職員宿舎に入居または退去する際に所長宛に提出していただく「職員宿舎入居届」（様式第1号）、「職員宿舎退去届」（様式第2号）の押印を押印見直し方針に伴い廃止するものでございます。

規則については、27ページに。また24ページ、25ページには改正後の様式を掲載しておりますのでご確認ください。なおこの規則の施行期日は令和3年4月1日となっております。

以上でございます。

細田教育長

これも一連の押印の廃止に係る改正でございます。

何かありますか。

大谷委員

これ自体は全然問題ないんですけども、教育長にお許しをいただければなんですが、少年自然の家についてお尋ねしたいんですけど、コロナで出来てないわけですよ。だけど所員の方々本当に一生懸命取り組んでくださっていて、私、館岩通信を隅から隅までよく読ませていただいております、特に関心を持ったのは学校へお出張りいただいて自然活動を子どもたちに御指導いただいているということで、その辺のところ簡潔にどんなことをおやりいただいているのか御紹介いただけますか。

館岩少年自然の
家所長

今年度コロナ禍で実施できなかった学校で、学校の希望で福島県の方から例えば木材を学校に持って行って、ノコギリとか押さえる台とかも一緒に持って行って、子どもたちに切らせて、子どもたちに自由に絵を書かせたりするコースター作りですとか、あとは学校の校庭で小さな焚火を作って板を実際に焼いてその板をワイヤーブラシで擦って雑巾で磨き上げて焼き板というものを作ったりということで、中にはキャンプファイヤーを薄暗くなってやった学校もございました。そのような南会津から物を全て運び込んで南会津に来たときと同じような環境の中で体験活動を行ったというのが49校ございました。

大谷委員

所員の皆様のご貢献に対しまして心から敬意を表し、また感謝を申し上げたいと思います。

細田教育長 それでは議案第18号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

その他 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回
に答ついて

細田教育長 続きます、「その他」につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案書を御覧ください。

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校教職員の人事評価に関する要綱の一部改正につきましては、本年3月19日の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。それに対し、令和3年3月24日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただきますものでございます。

併せて、改正後の人事評価の運用に当たりましては、3月19日の教育委員会会議で委員の皆様にご指摘いただいた点、またこの度の回答と併せていただきました留意点について、研修会の実施やマニュアル等資料の作成、配付等を通して周知を図り、適切な運用がなされるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

細田教育長 このことにつきましては、過日、教育委員の皆さまにも御説明をさせていただきまして、どういう意図でこの度人事評価に関する要綱並びにシートを改正させていただくかということは申し上げたと思います。人事評価に関する内容につきましては市長との協議が必要でございますので、協議をさせていただきましてこのように了承していただいたところでございます。

一点、明確に申し上げておきたいところでございますが、これまで市長部局の行政職員の方と同じシートを学校で使っていたんですけども、やはり同じシートですと業務内容が全く性質が違いますのでなかなかフィットしなかったという事情もさることながら、この人事評価者の研修ですね、評価者研修が行政職の方々につきましては市長部局も教育委員会内も評価者研修会が計画的に実施されておりました。

た。その時の評価者研修会の講師も評価のプロといたしますか、もともとこの評価システムを作った人物、評価者研修の講師に値するような人物が評価者研修を実施してきました。しかし教育委員会、学校の評価者については一切そういう評価者研修はなかったわけです。自前で評価者研修をやっていました。自前でやっていくのと私は両方見たんですけれども全然違います。全然違うという状況もございますので、もともと評価のシステムが学校にフィットしていなかった、更に評価者研修が外部の評価者研修に対してのプロパーな人間がやっていなかったというようなことが積み重なっておりましたので、今回このような評価自身を大きく変更することによりまして、一層我々の教育に携わる人間たちにふさわしい評価であるべく、評価者研修を積極的に改善しながら実施していくということをここで申し上げたいと思います。これはすごく重要です。ですから教職員人事課の方にも私の方からお話をさせていただきました。評価者研修の充実これがこの評価がうまくワークするかにかかっておりますのでそれを肝に銘じながらやっていきたいと思っております。

細田教育長 何かありますか。

細田教育長 それでは、この件は終了といたします。
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第19号 さいたま市教職員健康審査会委員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第20号 さいたま市文化財保護審議会委員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第21号 さいたま市博物館協議会委員の任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第14号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

8 閉

会

午後 3 時 1 5 分